

児童手当現況届の提出について



現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認するものです。

現況届は原則令和4年度から提出不要となりましたが、以下の受給者は提出が必要です。

【現況届の提出が必要な受給者】

①村から現況届の案内通知を受けた人

※該当する受給者へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出ください。期日までの提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

②現況届の案内通知は受け取っていないが、以下に該当する人

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- 離婚協議中で配偶者と別居している人
- 支給要件児童の戸籍がない人

②に該当する人は、子育て支援課 子育て支援係まで連絡をお願いします。別途現況届の提出をご案内します。



〈問い合わせ〉子育て支援課 子育て支援係 TEL0967 (67) 2715

新婚生活のスタートを支援します

—結婚新生活支援事業—



村では、婚姻に伴う新生活の支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、村内で新生活を始める新婚世帯に対し、新居の購入費、賃貸費、引越し費用の一部を補助します。

詳細は村ホームページをご確認ください。

【補助対象者（主な要件）】

- (1)令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2)婚姻日に夫婦ともに年齢が39歳以下であること
- (3)住居が村内にあり、申請日に住民票が当該住居にあること
- (4)夫婦の合計所得が500万円未満であること
- (5)過去に他の市町村でこれに相当する補助を受けていないこと
- (6)夫婦ともに村税などの滞納がないこと

【補助対象経費】

- (1)住宅取得費用
婚姻を機に新たに契約した住宅の購入または新築に要した費用
- (2)住宅賃借費用
婚姻を機に賃借した住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- (3)引越し費用
婚姻を機に行う引越しに要した引越業者または運送業者へ支払った費用

【補助上限額】

夫婦ともに29歳以下 60万円
夫婦ともに39歳以下 30万円



村HP

注意点 予算額に達した時点で受付終了となります。
申請をお考えの人は、事前に総務課総務係までご相談ください。

〈問い合わせ〉総務課 総務係 TEL0967 (67) 1111